

北 九 州 市  
新型インフルエンザ  
対策マニュアル

社 会 対 応 編  
[第 1 版]

平成 2 1 年 5 月  
北 九 州 市

# 目 次

## 第 1 章 総論

第 1	社会対応編の目的	1
第 2	社会対応編の位置づけ	1
第 3	社会対応編の基本的な考え方	1

## 第 2 章 市民への情報提供

第 1	目的	3
第 2	情報提供の意義	3
第 3	情報の収集及び提供体制	3
1	情報収集体制の整備	3
2	情報提供体制の整備	3
第 4	市民への情報提供	3
1	情報提供手段及び方法	3
2	情報提供内容	4
3	相談窓口	8
第 5	発生段階別の対応	9
1	前段階（未発生期）	9
2	第一段階（海外発生期）	9
3	第二段階（国内発生早期）	10
4	第三段階（感染拡大期、まん延期、回復期）	10
5	第四段階（小康期）	11

## 第 3 章 学校・社会福祉施設等における感染予防・まん延防止

第 1	目的	12
第 2	学校・社会福祉施設等における感染予防・まん延防止の意義	12
第 3	学校・社会福祉施設等の分類	12
第 4	学校における発生段階別の対応	13
1	前段階（未発生期）	13
2	第一段階（海外発生期）	13
3	第二段階（国内発生早期）	13
4	第三段階（感染拡大期、まん延期、回復期）	13
5	第四段階（小康期）	14
第 5	社会福祉施設等における発生段階別の対応	14
1	前段階（未発生期）	14
2	第一段階（海外発生期）	14
3	第二段階（国内発生早期）	15
4	第三段階（感染拡大期、まん延期、回復期）	15
5	第四段階（小康期）	15

## 第4章 地域の要援護者への支援

第1	目的	16
第2	支援の意義	16
第3	要援護者の定義	16
第4	発生段階別の対応	16
1	前段階（未発生期）	16
2	第一段階（海外発生期）	18
3	第二段階（国内発生早期）～第三段階（感染拡大期）	18
4	第三段階（まん延期）	18

## 第5章 事業者への要請

第1	目的	19
第2	事業者への要請の意義	19
第3	事業継続の基本的な考え方	19
1	職場での基本的な感染防止策	20
2	事業継続計画策定の留意点	21
第4	発生段階別の対応	24
1	前段階（未発生期）	24
2	第一段階（海外発生期）	24
3	第二段階（国内発生早期）～第三段階（感染拡大期、まん延期、回復期）	24
4	第四段階（小康期）	25

## 第6章 埋火葬体制の確保

第1	目的	26
第2	用語の定義	26
第3	北九州市における新型インフルエンザ流行時の感染死亡者数の想定	26
第4	北九州市内の火葬場設備及び基本処理能力	26
第5	感染死亡者の火葬に関する留意点	27
第6	火葬業務の運営に関する基本事項	27
1	感染死亡者の発生時における火葬業務の管理	27
2	遺体搬送業者及び火葬従事者の感染予防対策	28
3	遺族等が感染死亡者の遺体に瀬食する場合の対応	28
4	感染死亡者の遺体の一時保存について	29
5	市内火葬施設の火葬能力を超えた場合の対応	29
第7	発生段階別の対応	29
1	前段階（未発生期）	29
2	第一段階（海外発生期）	30
3	第二段階（国内発生早期）	30
4	第三段階（感染拡大期及びまん延期）	31

## 第1章 総論

### 第1 社会対応編の目的

新型インフルエンザが流行すると、全人口の25%が罹患し、8週間程度流行が続くと想定されており、健康被害のみならず、社会・経済活動に影響を及ぼすことが懸念されている。

社会・経済的な影響としては、従業員本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大40%程度が欠勤することが想定されるとともに、事業活動の休止、物資の不足、物流の停滞等が予想され、経済活動が大幅に縮小する可能性がある。また、市民生活においては、外出の自粛等により社会活動が縮小するほか、食料品・生活必需品等や生活関連物資が不足するおそれがある。

感染拡大による社会・経済的な影響をより少なくするためには、事前に対策の準備を進め、発生時に速やかに実施することが重要である。

この社会対応編では、個人、家庭、事業者、職場等でとるべき対応について定め、発生時にできるだけ混乱を避け、市民生活や事業活動を維持することを目的とする。

### 第2 社会対応編の位置づけ

この社会対応編は、国の「新型インフルエンザ対策行動計画」、「新型インフルエンザ対策ガイドライン」、また、「北九州市新型インフルエンザ対策マニュアル総括編」を踏まえて策定したものである。

社会対応とは、感染拡大防止のため、市民の外出自粛、学校の臨時休業等により感染の機会を減らす対策を講じること、また、事業者においては、感染拡大防止を図りつつ、社会的に必要とされる事業活動を可能な限り継続するなどの対応である。

この社会対応編では市民生活を維持するための一般的な対応について定める。

今後、国における新型インフルエンザ対策の進捗状況や新たな知見等に応じて、本編は随時改定を行っていくものとする。

### 第3 社会対応編の基本的な考え方

新型インフルエンザによる被害を最小限に抑えるためには、個人・家庭・地域での感染防止策等の理解、食料品備蓄等の準備、発生時における適切な行動が不可欠である。そこで、社会対応編では、「市民への情報提供」、「学校・社会福祉施設等における感染予防・まん延防止」、「地域の要援護者への支援」、「事業者への要請」、「埋火葬体制の確保」の5項目について定める。

新型インフルエンザの感染拡大防止のためには、個人・家庭における対応、市民生活の支援、市が実施する対策について、発生前、発生時に確実に情報提供することが重要である。

個人・家庭における感染防止策、外出自粛、外出自粛を支えるための食料・生活必需品等の備蓄等について、発生前から広報・周知し、相談窓口の設置など市民への情報提供を行う体制を整備する。

また、学校・社会福祉施設等は感染が広がりやすい場所であるため、これらにおいては、感染予防・まん延防止策を徹底するとともに、国内発生早期から学校・通所施設等の臨時休業を実施し、感染拡大を抑制する。

あわせて、発生時に孤立して生活に支障を来す者がいないよう、そのおそれがある者（要支援者）を発生前から把握するように努め、発生時に必要な支援を行う。

事業者・職場においては、感染拡大防止と社会機能維持の観点から、在宅勤務や交代勤務、時差出勤、出張・会議の中止や、不要不急の業務縮小・停止、重要業務継続について、新型インフルエンザ発生に備えた事業継続計画を策定するよう要請する。

さらに、不幸にして死亡する方が多数に上ったとしても、公衆衛生上の問題が生ずることのないよう、火葬を円滑に実施できる体制を整備する。

この社会対応編を基にして、個人・家庭や事業者・職場等が新型インフルエンザに対する十分な知識と自覚を持ち、自らの問題として捉えて対応することにより、感染拡大を防ぎ、社会・経済機能を維持するものとする。

## 第2章 市民への情報提供

### 第1 目的

新型インフルエンザ発生時における市民生活の混乱を避けるとともに、市民の安全・安心を確保するため、新型インフルエンザの感染予防策を周知する情報提供体制を整備し、迅速かつ正確な情報を市民へ提供することを目的とする。

### 第2 情報提供の意義

市が実施する新型インフルエンザ対策をより有効なものとするには、市民一人一人が新型インフルエンザに対する正確な知識に基づき、適切に行動することが重要である。

そのため、発生時に市民が適切に対応できるよう、「感染予防策」や発生時に設置する「新型インフルエンザ発熱電話相談」、発生時に「市が実施する対策」等について、発生前から周知し、発生時には速やかに対策の実行及び協力を要請し、感染拡大防止を図る。

### 第3 情報の収集及び提供体制

#### 1 情報収集体制の整備

市は、国・県から発信される情報(新型インフルエンザの発生状況に関する情報、新型インフルエンザに関する最新の知見等)の入手に努め、国・県及び市の関係部局との情報共有体制を整備する。

また、市内の鳥インフルエンザ(トリートヒト感染)及び新型インフルエンザの発生状況に係る情報を医療機関からの報告により収集し、国へ情報提供する。

#### 2 情報提供体制の整備

国・県及び市の関係部局との情報連絡網を整備し、また、市の各局・区・室等は関係機関・団体等との情報連絡網を整備する。また、新型インフルエンザの発生状況や本市の対策について迅速に市民へ情報提供するために、市に広報担当官を置く。

### 第4 市民への情報提供

#### 1 情報提供手段及び方法

情報提供の対象は市民一人一人の個人であり、次に掲げる手段を利用し、また、個人の属する学校・職場等や人が集まる場所を通じて、効率よく個人に提供できるよう努める。なお、社会とのつながりが希薄な方やコミュニケーションに障害のある方(視覚障害・聴覚障害等)に配慮した方法により行う。

( 発生前の市民啓発 )

- ・ 対策準備本部及び関係部局のホームページ
- ・ 市政だより
- ・ 市政テレビ(ケーブルテレビ含む)、ラジオ
- ・ リーフレット(パンフレット)、フライヤー(ちらし)、ポスター
- ・ 出前講演、研修会(学校、職場、地域等の社会的集団を対象)
- ・ 公共交通機関、集客施設等を利用した啓発活動(不特定多数を対象)

( 発生時の緊急情報提供 )

- ・ 対策本部長(市長)記者会見、広報担当官の設置
- ・ テレビ(ケーブルテレビ含む)、ラジオの緊急情報
- ・ 道路の交通情報板、駅等の掲示板
- ・ 集客施設・事業所等での掲示
- ・ 関係機関・団体・施設等への緊急連絡

( 発生時の定期的情報提供 )

- ・ 広報担当官による記者発表
- ・ 新型インフルエンザのホームページ
- ・ テレビ、ラジオ

発生時の市民への情報提供体制の概要を別添資料 1 に示す。

## 2 情報提供内容

### ( 1 ) 新型インフルエンザ発生前

発生時に備えた市民啓発に努める。

#### 新型インフルエンザに関する基礎知識

新型インフルエンザウイルスとは、動物、特に鳥類のインフルエンザウイルスが、人の体内で増えることができるように変化し、人から人へと容易に感染できるようになったもので、このウイルスが感染して起こる疾患が新型インフルエンザである。新型インフルエンザは、いつ出現するのか予測することはできないが、人類にとっては未知のウイルスであって、免疫を獲得していないので、容易に人から人へ感染して拡がり、世界的大流行(パンデミック)を起こす危険性がある。

主な感染経路は、咳やくしゃみなどで放出されたウイルスを吸入することによる飛沫感染とウイルスが付着した箇所を触れた人の手から目・鼻・口を介してウイルスが体内に入ることによる接触感染と推測されている。

各家庭で実施できる基本的な感染予防策

新型インフルエンザの主な感染経路は、通常のインフルエンザと同様（飛沫感染と接触感染）であると考えられているため、新型インフルエンザの予防は、通常のインフルエンザの予防策が基本である。下記に具体例を示す。

「咳エチケットを心がけること」

- ・咳、くしゃみの際は、ティッシュ等で口と鼻をおおい、他の人から顔をそらすこと
- ・ティッシュ等がない場合は口を腕（袖口）で押さえること
- ・使ったティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てること
- ・咳やくしゃみをしている人に必ずマスクを着けてもらうこと
- ・咳やくしゃみをする際に押さえた手や腕は直ちに洗うこと

「感染予防のために心がけること」

- ・帰宅後や不特定多数の者が触るようなもの（ドアノブ、手すり等）に触れた後の手洗い・うがいを日常的に行うこと
- ・手洗いは、石鹸を用いて最低15秒以上かけて指先・指の間・手首まで丁寧に洗い、洗った後は、清潔な布やペーパータオル等で水を十分に拭き取る
- ・感染者の2メートル以内に近づかないようにすること
- ・流行地への渡航、人混みや繁華街への不要不急な外出を控えること
- ・十分に休養をとり、体力や抵抗力を高め、日頃からバランスよく栄養をとり、規則的な生活をし、感染しにくい状態を保つこと

「発生時に心がけること」

- ・体調が悪いときは無理に通勤・通学しないで休むこと
- ・外出を控えること
- ・買い物しなくていいように食料・生活必需品を備蓄しておくこと
- ・やむを得ず外出するときは、不織布製マスク等をつけること
- ・公共交通機関をなるべく使わないこと
- ・外から戻ったら、必ず手洗い・うがいをする
- ・新型インフルエンザにかかったかなと思ったら、まず、「新型インフルエンザ発熱電話相談」（下記参照）に電話すること

### 新型インフルエンザ発熱電話相談

海外発生期に開設する。保健師等の専門職が対応し、医師の診察が必要な方には、新型インフルエンザ発熱外来を紹介する。

- ・ 電話番号 0120-120-115 (フリーダイヤル)
- ・ 新型インフルエンザを疑う場合(38以上の急な発熱、咳など通常のインフルエンザのような症状があり、患者との接触歴又は流行国への渡航歴がある場合)は、必ず「新型インフルエンザ発熱電話相談」に電話連絡してから、新型インフルエンザ発熱外来を受診すること
- ・ 症状(いつから、どのような症状が出たか)や患者との接触歴、渡航歴等、また、家族の健康状態等についてお尋ねするので、確認しておくこと
- ・ 新型インフルエンザに関する基本的な知識や感染予防策等の一般的な質問については、コールセンター等で対応するので、そちらに電話すること

### 医療提供体制

新型インフルエンザの国内発生早期の段階では、感染拡大の防止に重点を置き、新型インフルエンザ患者の診療は新型インフルエンザ発熱外来で行う。発熱外来の受診勧奨は前記の「新型インフルエンザ発熱電話相談」で対応する。

感染が拡大し、まん延期に入った段階では患者数の増加が予想されるため、全ての医療機関で診療を行い、重症者を優先して入院治療を行う。それ以外の患者は原則として、処方された抗ウイルス薬等による自宅療養を行う。

### 「新型インフルエンザ発熱外来を受診する際の注意事項」

- ・ 直接、受診しないで、必ず事前に「新型インフルエンザ発熱電話相談」に連絡する。
- ・ 受診するときは不織布製マスクを着用する。マスクがない場合は、咳エチケットを心がけ、周囲に感染させないように配慮する。家族等の同伴者も同じ。
- ・ 公共交通機関の利用を避け、できる限り家族等の運転する自家用車を利用する。自家用車がない場合や運転する人がいない場合は、「新型インフルエンザ発熱電話相談」に相談する。
- ・ 健康保険証を持参する。
- ・ 「新型インフルエンザ発熱電話相談」から指示された注意事項を守る。(注意された事項をメモしておく。)

### 「医療の確保への協力」

まん延期には一時的に多数の患者が医療機関を受診するため、医療従事者や医薬品・医療資器材の不足等も予想され、また、新型インフルエンザ以外の重篤な患者もいるので、不要不急の医療機関受診や軽症での救急車両の利用は控えて、新型インフルエンザの患者や急を要する患者の医療の確保に協力する。

「家庭での看護方法」

- ・患者は極力、家族とは別の個室で静養する。定期的に窓を開放して換気をよくする。
- ・家族は感染しないように、手洗い、うがいを励行し、不織布製マスクを着用する。
- ・患者を看病した後は、手洗いや手指消毒剤により手の消毒を行う。
- ・患者の鼻水・痰にはウイルスが含まれているので、これらを拭き取るときや、これらが付着したティッシュ・衣類・寝具等を触るときは、必ずゴム手袋・不織布製マスクを着用する。床などに付着した場合はアルコールなどの消毒剤を使用して拭き取る。
- ・上記のティッシュ等のごみは、ビニール袋に入れて密封して捨てる。また、マスクや手袋は使い捨てとし、同じ方法で捨てる。
- ・患者の使用した食器や衣類は通常の洗剤による洗浄・乾燥でよい。

新型インフルエンザ発生時に市が実施する主な対策

感染拡大防止のため、次のとおり協力を要請する。

- ・学校・保育施設、通所施設等の休業要請
- ・集会、催し物、コンサート等不特定多数の者が集まる活動の自粛要請
- ・外出自粛要請、公共交通機関の利用自粛要請
- ・新型インフルエンザ発生国、流行地域への旅行等の自粛要請
- ・不要不急の事業の休業要請及び重要業務の継続要請

食料・生活必需品等の備蓄

新型インフルエンザが海外で大流行すると、様々な物資の輸入の減少・停止が予想され、国内で発生すると、一層、食料品・生活必需品が手に入りにくくなるのが予想される。また、感染を防ぐためには買物等の外出は控えたほうがよいため、最低限(2週間程度)の食料品・生活必需品等を備蓄しておく。

備蓄品の例は別添資料2を参照のこと。

社会・経済活動に影響が出た場合の備え

各家庭において、新型インフルエンザ発生時の社会的・経済的影響についての理解を深め、あらかじめ緊急連絡先を確認し、家族が感染した場合や学校が休業になった場合、職場の勤務体制が変更された場合等には、どのように家庭内で役割を分担し生活を維持していくかなどについて、話し合っておく必要がある。

(2) 新型インフルエンザ発生時

市民の感染拡大防止及び混乱を避けるため、正確な情報を迅速に伝えるよう努める。

発生情報

国・県が発信する新型インフルエンザの発生情報で、発生状況、発生地域(原則、市区町村名まで)、確定診断の状況、健康被害の状況、感染防止対策について情報提供する。情報提供にあたっては、患者個人が特定されることのないよう、プライバシーや人権に配慮する。

医療情報

新型インフルエンザ発熱外来、入院対応医療機関、他の疾患等の対応医療機関等

生活情報

大規模小売店舗等の営業情報、食料・生活必需品等の価格・供給等の情報

交通情報

公共交通機関の運行状況

市役所業務情報

停止する業務についての情報(学校、施設等の休業も含む)

3 相談窓口

新型インフルエンザ発熱電話相談を設置し、他の相談窓口との役割分担・連携体制を整備するとともに、他の相談窓口でも新型インフルエンザに関する一般的な質問に対応できるよう協力体制を整備する。また、119番や救急医療機関に新型インフルエンザに関する問合せがあった場合の混乱防止のため、これらの機関との連携体制を整備する。

新型インフルエンザ発熱電話相談

新型インフルエンザ発熱電話相談	
役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フリーダイヤル0120-120-115(年中無休、24時間対応)</li> <li>・新型インフルエンザを疑う症状のある者からの相談に対応する</li> <li>・新型インフルエンザ対応の医療機関への受診勧奨及び受診時の注意事項、自宅療養等の指導を行う。</li> </ul>

新型インフルエンザに関する一般的な問合せ窓口

コールセンター、広聴課、まちづくり推進課、医療安全相談コーナー	
役割	<p>Q &amp; A集に基づく新型インフルエンザに関する基本的な知識や感染予防策についての問合せ対応、「新型インフルエンザ発熱電話相談」の電話番号案内を行う。</p>

通常の医療案内、相談業務等

通常の（新型インフルエンザ以外の）救急医療案内窓口、医療相談窓口、及びその他の市の相談業務窓口は、通常どおり本来業務を行うが、新型インフルエンザに関する問合せがあった場合は、適宜対応するよう協力依頼する。（新型インフルエンザに関するQ & A集を配布）

## 第5 発生段階別の対応

### 1 前段階（未発生期）

#### （1）情報提供

##### 【内容】

新型インフルエンザに関する正確な知識の普及、感染予防策の周知、新型インフルエンザ発熱電話相談の周知、医療体制の周知、発生時に実施する市の対策の周知及び協力要請、食料・生活必需品等の備蓄要請

##### 【方法】

報道機関、広報誌、インターネット、ポスター・パンフレット、研修・講演などによる広報・啓発

#### （2）相談窓口

新型インフルエンザ対策準備本部事務局、保健所等で新型インフルエンザに関する一般的な相談に対応する。

### 2 第一段階（海外発生期）

#### （1）情報提供

##### 【内容】

- ・ 新型インフルエンザの海外発生状況等の情報
- ・ 新型インフルエンザ発生国への渡航自粛要請
- ・ 前段階（未発生期）の内容の徹底

##### 【方法】

- ・ 最新情報に更新し、報道機関、インターネット等により、提供する。
- ・ 緊急情報については、緊急情報提供手段により迅速に提供する。

#### （2）相談窓口

- ・ 「新型インフルエンザ発熱電話相談」の業務を開始し、新型インフルエンザの感染を疑う症状がある者からの医療相談に対応する。
- ・ コールセンター、その他相談窓口で新型インフルエンザに関する一般的な相談に対応する。医療相談については、「新型インフルエンザ発熱電話相談」の電

話番号を案内する。

### 3 第二段階（国内発生早期）

#### （１）情報提供

##### 【内容】

- ・ 第一段階の内容を継続し、次のものを追加する。
- ・ 新型インフルエンザの国内発生状況等の情報
- ・ 医療情報、生活情報、交通情報、市役所業務情報
- ・ 新型インフルエンザの国内発生地域への旅行自粛要請
- ・ 集会、催し物、コンサート等不特定多数の者が集まる活動の自粛要請
- ・ 外出自粛要請、公共交通機関の利用自粛要請
- ・ 不要不急の事業の休業要請及び重要業務の継続要請
- ・ 学校・通所施設等の休業要請（学校は県内で1例目の患者が発生した時点）

##### 【方法】

- ・ 第一段階の方法を継続する。

#### （２）相談窓口

- ・ 第一段階を継続する。

### 4 第三段階（感染拡大期、まん延期、回復期）

#### （１）情報提供

##### 【内容】

- ・ 第二段階の内容を継続し、次のものを追加する。
- ・ 医療の確保への協力要請（不要不急な医療機関の受診自粛、救急車の安易な利用の自粛）

##### 【方法】

- ・ 第二段階の方法を継続する。

#### （２）相談窓口

- ・ 「新型インフルエンザ発熱電話相談」で新型インフルエンザの感染を疑う症状がある者からの医療相談に対応する。
- ・ コールセンター、その他相談窓口で新型インフルエンザに関する一般的な相談に対応する。まん延期には、医療機関の案内なども行う。

## 5 第四段階（小康期）

### （１）情報提供

#### 【内容】

- ・ 新型インフルエンザの国内外発生状況等の情報
- ・ 医療情報、生活情報、交通情報、市役所業務情報
- ・ 感染予防策を継続しつつ、流行の第２波に備える対策の周知  
（食料・生活必需品の備蓄の補充等）
- ・ 市内における感染者の発生動向を踏まえつつ、自粛要請を解除  
（学校・施設等の再開等）

#### 【方法】

- ・ 第三段階の方法を継続する。

### （２）相談窓口

- ・ 「新型インフルエンザ発熱電話相談」で新型インフルエンザの感染を疑う症状がある者からの医療相談に対応する。
- ・ コールセンター、その他相談窓口で新型インフルエンザに関する一般的な相談に対応する。医療相談については、「新型インフルエンザ発熱電話相談」の電話番号案内をする。

## 第3章 学校・社会福祉施設等における感染予防・まん延防止

### 第1 目的

新型インフルエンザの感染拡大を防止するためには、社会的活動における人と人との接触の機会を少なくすることが必要である。学校・社会福祉施設等では感染が広がりやすく、このような施設で感染が起こった場合、地域で流行するきっかけとなる危険性があるため、学校・社会福祉施設等において感染防止策を徹底し、地域内の感染を減少させることを目的とする。

### 第2 学校・社会福祉施設等における感染予防・まん延防止の意義

学校・社会福祉施設等では、閉鎖空間内で人と人が接触するため、施設に感染源が持ち込まれると、集団の感染が起こりやすい。また、このような施設で感染が起こると、地域の人との接触の機会が多いため、地域における感染源となるおそれがある。

そのため、地域内（県内）において新型インフルエンザの患者が確認された場合には、速やかに学校・通所施設の臨時休業を行うことが重要である。

なお、入所施設は、多くの利用者が集団生活を営む「生活の場」であり、施設を閉鎖することは、利用者の生活の場を奪うことにつながるため、新型インフルエンザが発生した場合においても、感染防止策の実施により、施設の運営を継続することが必要である。

ただし、学校・社会福祉施設には、様々な種別があり、一概に対応を定めることは困難であるため、個々の施設の実情・特性に応じた感染防止策及び施設の運営体制について検討し、事前に対策を講じておくことが重要である。

### 第3 学校・社会福祉施設等の分類

本章に定める学校・社会福祉施設等とは、学校教育法に定めがある学校、及び老人福祉法・児童福祉法などの福祉六法等の規定による施設である。詳細な分類については、別添資料3のとおりである。

なお、学校以外の教育施設の対応については、「第5章 事業者への要請」において定める。

## 第4 学校における発生段階別の対応

### 1 前段階（未発生期）

#### (1) 新型インフルエンザ対策マニュアルの作成及び周知の要請

市立学校の設置者（市教育委員会）に対し、感染防止策、発生時の対応について、マニュアルを作成し、各市立学校に当該マニュアルの内容を周知するよう要請する。なお、マニュアルに定めるべき項目は、別添資料4を参考にする。

\* 県立学校及び私立学校等は県の所管であるので、これらの学校の対応については、県の担当部局と情報を共有することとする。

### 2 第一段階（海外発生期）

#### (1) 情報収集・提供

市立学校の設置者（市教育委員会）に対し、海外の発生状況等の情報収集、児童生徒・保護者・教職員等への情報提供、感染防止策の徹底を要請する。なお、海外留学中の生徒等に対して、在籍中の学校から情報提供するよう要請する。

\* 県立学校及び私立学校等の対応については、前段階に同じ。

### 3 第二段階（国内発生早期）

#### (1) 情報収集・提供

市立学校の設置者（市教育委員会）に対し、国内外の発生状況等の情報収集、児童生徒・保護者・教職員等への情報提供、感染防止策の徹底を要請し、また、学校の臨時休業に備え、必要な準備を要請する。

\* 県立学校及び私立学校等の対応については、第一段階に同じ。

#### (2) 臨時休業の要請等

福岡県は、県内で第1例目の患者が確認された時点で県内全ての学校設置者（市立学校は市教育委員会）に臨時休業を要請する。なお、県内で発生していなくとも、近隣の県で臨時休業が実施された場合は、生活圏や通勤、通学の状況等を踏まえ、必要であれば臨時休業を要請する。

学校の設置者（市立学校は市教育委員会）は、臨時休業の開始時期を検討し、速やかに実施する。

学校が臨時休業になった場合、学校に行かない子どもたちが地域で多数集まれば休業の意味がなくなるため、子どもどうしで接触しないようにすることが必要である。

- 4 第三段階（感染拡大期、まん延期、回復期）  
第二段階の対応を継続する。

回復期になれば、福岡県は、概ね7日ごとに厚生労働省等と協議して、学校の臨時休業の解除時期を検討する。

- 5 第四段階（小康期）

- （1）休業解除の要請

福岡県は学校の設置者（市立学校は市教育委員会）に対して、臨時休業の解除の要請を行う。学校の設置者（市立学校は市教育委員会）は、臨時休業の終了について判断し、実行する。なお、その際も、感染防止策を講じることとする。

## 第5 社会福祉施設等における発生段階別の対応

保育施設及び通所施設（サービス）は国内発生早期の段階で臨時休業、入所施設（サービス）は発生時も事業継続を原則とする。短期入所施設（サービス）については、各施設において、漸次新規利用を断り休業する等を検討する。

- 1 前段階（未発生期）

- （1）新型インフルエンザ対策マニュアルの作成要請

社会福祉施設等の長に対し、（所管課を通じて、）各施設における感染防止策、施設運営等の対応について、マニュアルの作成を要請する。

なお、マニュアルに定めるべき項目は、別添資料5を参考にする。

- （2）市の対策への協力要請

社会福祉施設等の長に対し、（所管課を通じて、）新型インフルエンザが発生した場合は、市が、保育施設、通所施設（通所サービス）の休業の要請をすること、及び入所施設の事業継続の要請をすることを事前に周知し、協力を要請する。

- 2 第一段階（海外発生期）

- （1）情報収集・提供

社会福祉施設等の長に対し、海外の発生状況等の情報収集、職員・利用者・利用者家族等への情報提供、感染防止策の徹底を要請する。

- （2）新型インフルエンザ対策マニュアルの確認要請

社会福祉施設等の長に対し、国内発生に備え、対策マニュアルに定められた対応を確認し、必要があれば見直しを行うよう要請する。

### 3 第二段階（国内発生早期）

#### （１）情報収集・提供

社会福祉施設等の長に対し、国内外の発生状況等の情報収集、職員・利用者・利用者家族等への情報提供、感染防止策の徹底を要請する。

#### （２）施設運営体制の変更

- ・社会福祉施設等の長に対し、入所施設（サービス）の事業継続を要請する。短期入所施設（サービス）については、事業縮小・臨時休業等の対応を要請する。
- ・県内発生時点で、社会福祉施設等の長に対し、保育施設及び通所施設（サービス）の臨時休業を要請する。

### 4 第三段階（感染拡大期、まん延期、回復期）

第二段階の対応を継続する。

### 5 第四段階（小康期）

#### （１）休業要請の解除

市内における感染者の発生動向を踏まえつつ、保育施設及び通所施設（サービス）等の再開を行う時期について検討を行い、社会福祉施設等の長に対し、休業要請を解除する。

なお、その際も、感染防止策を講じることとする。

## 第4章 地域の要援護者への支援

### 第1 目的

新型インフルエンザが発生すると、感染拡大防止のための外出の自粛や、物流が停滞し食料や生活必需品等の供給が減少または停止することが予想される。

そのような事態になった場合、特に、一人暮らしの高齢者や障害のある人などは、孤立し生活に支障を来たす事態も想定される。

そのため、発生前から、孤立のおそれがある一人暮らしの高齢者や障害のある人など(以下、「要援護者」という)に対し、最低限(2週間程度)の食料や生活必需品等の備蓄の周知徹底を図るとともに、情報提供や注意喚起などを実施し、発生後においても日常生活が送れることを目的とする。

なお、新型インフルエンザは未知のウイルスであり、毒性や感染力の程度、感染の範囲など異なることが予測される。したがって、要援護者に対する支援方法も国からの情報等により、新型インフルエンザの発生状況を見極めながら対応するものとする。

### 第2 支援の意義

地方自治体、特に市においては、最も市民に近い行政主体であり、地域住民を支援する責務を有することから、要援護者に対し、食料や生活必需品等の備蓄の周知徹底等を行い、新型インフルエンザ流行による二次的な被害を最小限に食い止めることとする。

### 第3 要援護者の定義

国の行動計画、ガイドラインにおいては、支援を必要とする世帯とは、高齢者世帯、障害者世帯等と示されている。本市においても国の考え方を基本とし、日常的な生活等において他者の補助が必要な者で、新型インフルエンザ発生によりその補助の確保が困難な人を要援護者とする。

### 第4 発生段階別の対応

#### 1 前段階(未発生期)

##### (1) 要援護者の対象範囲の決定と把握

市は、要援護者の対象範囲を決定し、速やかにその情報を把握する。

ア 要援護者の対象範囲

【現時点で考えられる対象範囲】

- (ア) 一人暮らしの75歳以上の人、または、75歳以上の夫婦のみ、兄弟のみ等の世帯
- (イ) 未成年(20歳未満)若しくは75歳以上の人との同居、または単身者等で、下記のいずれかに該当する人
- 介護保険法による要介護認定者(要支援1・2、要介護1～5)
  - 身体障害者手帳交付者
  - 療育手帳交付者
  - 精神障害者保健福祉手帳交付者
- ただし、施設入所者は除く(「第3章 学校・社会福祉施設等における感染予防・まん延防止」で対応)
- なお、(ア)・(イ)において、親族等の支援を受けられる人や介護サービスなどを利用している人は除く。

イ 対象者の把握

【現時点で考えられる把握方法】

保健福祉総合情報システム・介護保険システム・住民基本台帳システム等で要援護者となる方々の情報を把握する。

(2) 支援の内容

新型インフルエンザ流行時における要援護者への支援の内容を定める。

【現時点で考えられる支援の内容】

- ・ 情報提供
- ・ 注意喚起
- ・ 新型インフルエンザに罹患した(疑い含む) 要援護者を確認した際の関係機関への連絡

(3) 支援体制の整備

新型インフルエンザ流行時に要援護者に対して、速やかな支援ができる体制の確立に努める。

(4) 食料・生活必需品等の備蓄に関する周知

市は要援護者に対し新型インフルエンザ発生前にできるだけ最低限(2週間程度)の食料や生活必需品等を備蓄するよう周知する。

( 5 ) 要援護者自身の留意事項

- ア 要援護者は食料や生活必需品等の備蓄に努める。
- イ 要援護者は新型インフルエンザ発生に備えて家族や介護事業者等の連絡先を確認する。
- ウ 治療中の病気や怪我がある場合、要援護者は、病院やかかりつけ医の連絡先、病名、服用している薬等の確認を行う。

2 第一段階（海外発生期）

市は、要援護者に対し、食料・生活必需品等の備蓄を呼びかける。

3 第二段階（国内発生早期）～第三段階（感染拡大期）

市は要援護者への情報提供、注意喚起等を行うとともに、引き続き食料・生活必需品等の備蓄を呼びかける。

4 第三段階（まん延期）

引き続き、市は要援護者への情報提供、注意喚起等を行う。

## 第5章 事業者への要請

### 第1 目的

新型インフルエンザ流行時に事業者が執るべき対策について提示し、事業者に適切な行動を促すことで、感染防止と被害の最小化を図るとともに、社会機能を維持し、市民生活の安全・安心を確保することを目的とする。

### 第2 事業者への要請の意義

新型インフルエンザの流行時においても、可能な限り感染拡大による社会・経済的な影響を減じるため、事業者においては、事前に新型インフルエンザを想定した事業継続計画を策定し、周到な準備を行うとともに、発生時には計画に基づいて冷静に行動することが必要である。

外出や集会の自粛、学校や職場等の一時休止、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制などの対策については、社会全体で取り組むことにより効果を発揮するものであり、全ての事業者が職場における感染予防に取り組むとともに、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込み、可能な範囲で業務の縮小・休止を積極的に検討することが望まれる。

事業者が自主的に事業継続の検討を行い、準備を行うことは、企業の存続のみならず、その社会的責任を果たす観点からも重要である。

### 第3 事業継続の基本的な考え方

感染拡大防止と社会機能の維持の観点から、欠勤率が最大40%になることも想定しつつ、職場での感染防止策を徹底するとともに、重要業務を継続し又は不要不急の業務を縮小・中止するため、各事業者において事業継続計画を策定するよう要請する。

一般の事業者において、事業継続をどの程度行うかについての決定は、従業員や訪問者、利用客等の感染防止策の実施を前提として、事業者自らの経営判断として行う。

ただし、社会機能の維持に関わる事業者に対しては事業の継続を要請し、不特定多数の者が集まる場や機会を提供している事業者に対しては感染拡大防止のため事業活動の自粛を要請することとする。(市が所管する施設については、所管する部署に対して要請する。)

#### \*〔社会機能の維持に関わる事業者の例〕

新型インフルエンザの流行期間に業務を停止すると、最低限の市民生活の維持が困難になるおそれのある事業者

- ・電気、ガス、上下水道
- ・公共交通機関
- ・燃料供給(ガソリンスタンド)

- ・ 通信、金融、物流（貨物運送、倉庫等）
- ・ 食料品・生活必需品の輸入・製造、流通（小売、卸売）
- ・ 生活維持に必要最低限の行政サービス（行政手続き、廃棄物収集処理等）
- ・ 消防・警察
- ・ 医療・入所介護施設、介護事業者

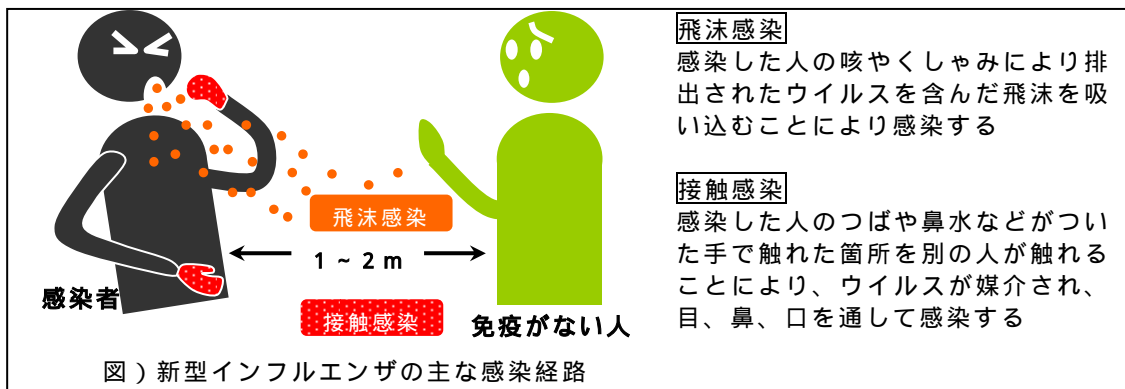
\*〔自粛が要請される可能性のある事業者の例〕

不特定多数の者が集まる施設

集会施設、美術館、博物館、図書館、動物園、劇場、映画館、スポーツ施設、遊園地 等

## 1 職場での基本的な感染防止策

新型インフルエンザの主な感染経路と推測されている飛沫感染・接触感染を念頭に置いた感染防止策を行う。



### (1) 対人距離（2メートル）の保持

最も重要な感染防止策は対人距離を保持することである。感染者の2メートル以内に近づかないことが基本となる。不要不急の外出を避け、不特定多数の者が集まる場所には極力行かないよう、業務のあり方や施設の使用方法を検討する。

### (2) 手洗い

手洗いは感染防止策の基本であり、外出からの帰宅後、不特定多数の者が触るような場所を触れた後、食事や喫煙の前、頻回に手洗いを実施する。

- ・ 手洗いは流水と石鹸を用いて15秒以上行い、洗った後は清潔な布やペーパータオルで水分を十分に拭き取る。手洗い設備がない場合は、速乾性擦式手指消毒剤を使用し、3ml以上を手全体にまんべんなく塗り広げて消毒を行う。（携行用のものを用意しておくことが推奨される。）

### (3) 咳エチケット

感染者がウイルスを含んだ飛沫を排出して周囲の人に感染させないように、咳エチケットを徹底する。

- ・咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻をおおい、他の人から顔をそむけ、できる限り1～2メートル離れる。ティッシュなどが無い場合は、口を前腕部（袖口）で押さえて、極力飛沫が拡散しないようにする。飛沫がついた手や腕が周囲に触れないよう注意する。
- ・鼻水や痰を含んだティッシュはすぐにごみ箱に捨てる。
- ・咳をしている人にマスクの着用を積極的に促す。

#### (4) 職場の清掃・消毒等

周囲への接触感染を防止するため、清掃・消毒を行うことにより、ウイルスを含む飛沫を除去する。消毒剤は次亜塩素酸ナトリウム溶液（塩素系漂白剤）、イソプロパノール（70%）、消毒用エタノールが有効である。

- ・通常は、人がよく触れるところ（ドアノブ、スイッチ、手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等）を水と洗剤を用いて、拭き取り清掃する。
- ・勤務中の従業員が発症した場合は、当該従業員の机の周辺や触れた箇所を消毒剤により拭き取り清掃する。（ペーパータオル又は脱脂綿を使用すると後片付けが簡易である。）作業者は不織布製マスク・手袋を着用する。作業後はマスク・手袋をビニール袋に密封して廃棄し、手洗いや速乾性擦式手指消毒剤による消毒を行う。

#### (5) 個人防護具の使用

一般的な事業所で感染防止策として使用する個人防護具は、不織布製マスク、手袋、ゴーグル等がある。個人防護具は適正に着用・廃棄しなければ、感染を拡大する恐れがあるため、従業員等に対して教育・訓練を行う。

- ・マスク、手袋は使い捨てとする。ゴーグルは消毒により再使用可能である。
- ・個人防護具を外した後は、手洗いや速乾性擦式手指消毒剤による消毒を行う。
- ・使用済みの個人防護具を廃棄するときはビニール袋に入れて密封する。また、廃棄する場所（フタつきのゴミ箱）を定め、その処分に関わる人も感染防止策を行う。

## 2 事業継続計画策定の留意点

新型インフルエンザに備えた事業継続の検討における留意点について下記に示す。事業継続計画の策定方法については、中央防災会議（内閣府）が主に地震災害を想定して策定した「事業継続ガイドライン（第一版）」等の資料の他、章末に示す参考資料等も併せて参照されたい。

### (1) 新型インフルエンザ対策の体制の検討

- ・危機管理体制（経営責任者が率先、各部門の責任者、産業医）の整備
  - 意思決定方法及び代替意思決定体制の検討
- ・情報収集・共有体制の整備
  - 発生時における情報収集・連絡体制、従業員への情報提供体制

( 2 ) 感染防止策を講じつつ業務を継続する方法の検討

職場における感染リスクの評価と対策

( リスク )

- ・従業員が新型インフルエンザ患者の 2 メートル以内に近づく可能性
- ・不特定多数の者と接触する可能性 等

( 対策 )

- ・事業を継続する場合の感染防止策の例を次表に示す。

事業影響分析と重要業務の特定

- ・重要業務の絞り込み、不要不急の業務・感染リスクの高い業務の縮小

サプライチェーン（事業継続に必要な一連の取引業者）の確保

- ・重要業務の継続に不可欠な取引事業者の洗い出し、事業継続レベルの調整
- ・取引事業者間で発生時の相互支援の取り決め
- ・調達困難となる原材料等の備蓄増等の措置
- ・新型インフルエンザの影響による業務停止の免責等の確認

人員計画立案

- ・学校、保育施設等の臨時休業などにより欠勤の可能性が高い者の把握
- ・欠勤を想定した代替要員確保（班交代制等）
- ・従業員の 40% 程度が数週間にわたり欠勤することを前提とした人員計画の立案
- ・海外勤務者及び海外出張者がいる事業者は、これら従業員に関する人員計画（どのような感染防止策を講じて現地勤務を続けさせるか、いつどのような手段で帰国させるかなど）の立案

〔海外勤務する従業員への対応〕

- ・発生国に駐在する従業員等及びその家族に対しては、外務省から発出される感染症危険情報や現地の在外公館の情報等を踏まえ、現地における安全な滞在方法や退避の可能性について検討する。
- ・発生国への海外出張については、やむをえない場合を除き、中止する。また、感染が世界的に拡大するにつれ、定期航空便等の運行停止により帰国が困難となる可能性があること、帰国しても最大 10 日間停留される可能性があること等にかんがみ、発生国以外の海外出張も原則中止することが望ましい。
- ・海外進出企業においては、現地で新型インフルエンザが発生した場合の、現地の事業継続の有無、安全な事業継続の方法、現地の公衆衛生対策レベルや現地従業員との協働等についても検討する。

( 3 ) 教育・訓練の実施の検討

- ・従業員に対する感染防止策の教育を行い、職場に「症状がある場合は、出勤せず、発熱電話相談に連絡する」という認識を浸透させることが重要
- ・新型インフルエンザ発生に備えた事業継続計画を円滑に実行するための教育

- ・ 新型インフルエンザ発生に備えた訓練
- ・ 訓練実施による検証等による事業継続計画の点検及び見直し

表) 業務を継続する際の感染防止策の例

目的	区分	対策例
従業員の感染リスクの低減	業務の絞込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不要不急の業務の一時停止</li> <li>・ 感染リスクが高い業務の一時停止</li> </ul>
	全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在宅勤務、職場内等での宿直の実施</li> </ul>
	通勤（満員電車・バス等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ラッシュ時の公共交通機関の利用を防ぐための時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進</li> </ul>
	外出先等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出張や会議の中止（電話会議・ビデオ会議の利用）</li> </ul>
	その他施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社員寮・宿直施設での対人距離を保つ</li> </ul>
職場内での感染防止	患者（発熱者）の入場防止のための検温	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業員や訪問者が職場に入る前の問診や検温</li> <li>・ 発熱している（目安は38度）従業員や訪問者は、出勤や入場を拒否する</li> </ul>
	一般的な対人距離を保つ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職場や訪問者の訪問スペースの入口や立ち入る場所、訪問人数を制限する</li> <li>・ 従業員や訪問者同士が接近しないように通路を一方通行にする</li> <li>・ 職場や食堂等の配置替え、食堂等の時差利用により接触距離を保つ</li> <li>・ 職場内にいる従業員を減らす（フレックスタイム制など）</li> </ul>
	飛沫感染、接触感染を物理的に防ぐ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マスク（不織布製）の着用、手洗いの励行、職場の清掃・消毒</li> <li>・ 窓口などでは、アクリル板等の仕切りを設置して飛沫に接しないようにする</li> </ul>
	手洗い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職場や訪問スペースに出入りする人は必ず手洗いを行う。訪問スペースに入る前に手洗い設備がない場合は速乾性擦式手指消毒剤を設置する</li> </ul>
	訪問者の氏名、住所の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問者の氏名、所属、住所等を記入してもらう</li> <li>・ 海外からの訪問者については、本国での住所、直前の滞在国、旅券番号なども記入してもらう。</li> </ul>
欠勤者が出た場合に備えた、代替要員の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数班による交替勤務制（スプリットチーム制）、経営トップの交代勤務</li> <li>・ 家族の状況（年少の子どもや要介護の家族の有無等）による欠勤可能性増大の検討</li> </ul>	

## 第4 発生段階別の対応

### 1 前段階（未発生期）

- ・事業者に対し、職場における感染防止策及び事業継続計画を策定するよう要請する。
- ・策定後は、現時点（未発生期）から開始する感染防止策については実施するよう要請する。

### 2 第一段階（海外発生期）

- ・事業者に対し、あらかじめ策定した感染防止策及び事業継続計画に基づく対応の準備を要請する。

〔海外勤務する従業員への対応〕

- ・海外勤務者及び海外出張者がいる事業者に対しては、あらかじめ策定しておいた感染防止策及び事業継続計画を実行するよう要請する。

### 3 第二段階（国内発生早期）～第三段階（感染拡大期、まん延期、回復期）

- ・事業者に対し、情報収集・提供を強化するとともに、あらかじめ策定した感染防止策及び事業継続計画を実行するよう要請する。

（社会機能の維持に関わる事業者等に対しては）

- ・感染防止策を徹底するとともに、重要業務を継続するよう要請する。

（不特定多数の者が集まる場や機会を提供している事業者に対しては（市の施設については所管する部署に対して））

- ・事業活動を自粛するよう要請する。

〔職場で従業員が発症した場合の対応〕

- ・発症者を会議室等に移動させ、他者との接触を防ぐ。自力での移動困難な場合は、発症者に不織布製マスクをつけさせ、個人防護具（不織布製マスク、手袋、ゴーグル等）を装着した者が介助する。
- ・「新型インフルエンザ発熱電話相談」に感染疑い者発生の旨を電話連絡し、発熱外来受診等の指示を受ける。

〔従業員の家族が発症した場合の対応〕

- ・「新型インフルエンザ発熱電話相談」に相談し、指示を受ける。発症者と濃厚接触の可能性が高いと判断される者（同居の家族等）は、保健所から、外出自粛（自宅待機）、健康観察の指示をされる。

#### 4 第四段階（小康期）

- ・自粛要請の解除を行うとともに、業務回復後も感染防止策を実施するよう要請する。

（社会機能の維持に関わる事業者等に対しては）

- ・小康状態においても、感染防止策を徹底するとともに、ほぼ通常どおり重要業務を継続するよう要請する。

#### 参考資料 [ 新型インフルエンザ関連情報 ]

- ・内閣官房（「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議」）  
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/index.html>
- ・厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>  
厚生労働省 新型インフルエンザ対策関連情報  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/>
- 検疫所 <http://www.forth.go.jp>
- ・国立感染症研究所 <http://www.nih.go.jp/niid/index.html>
- ・国立感染症研究所感染症情報センター <http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>
- ・外務省（「海外安全ホームページ」） <http://www.anzen.mofa.go.jp>
- ・労働者健康福祉機構 海外勤務健康管理センター（「海外派遣企業での新型インフルエンザ対策ガイドライン」平成19年5月18日改訂）  
<http://www.johac.rofuku.go.jp/news/061001.html>

## 第 6 章 埋火葬体制の確保

### 第 1 目的

新型インフルエンザの感染による死亡者が発生した場合に、遺体に起因する感染の拡大防止を最優先し火葬業務を実施するとともに、感染の拡大により、死亡者数が本市火葬場の火葬能力を超える事態となった場合に火葬業務体制を維持確保するため、必要な事項を定める。

### 第 2 用語の定義

「感染死亡者等」とは、新型インフルエンザに感染又は感染の疑いにより死亡した者をいう。

「非感染死亡者」とは、新型インフルエンザに感染又は感染の疑いにより死亡した者以外の者をいう

### 第 3 北九州市における新型インフルエンザ流行時の感染死亡者の想定

本章において想定する感染死亡者数は、「北九州市新型インフルエンザ対策マニュアル総括編」により、約 900 人（最小約 600 人～最大 1400 人）と推計されている。

### 第 4 北九州市内の火葬場設備及び基本処理能力等

#### 北九州市立東部斎場

所在地	北九州市門司区大字猿喰 1 3 4 2 - 8
火葬炉数	15基
年間開場日数	310日
最大火葬件数	45体/日 [9:00-20:00]
火葬業務体制 (受付・火葬)	10名

#### 北九州市立西部斎場

所在地	北九州市八幡西区本城五丁目 6 - 1
火葬炉数	15基
年間開場日数	310日
最大火葬件数	45体/日 [9:00-20:00]
火葬業務体制 (受付・火葬)	10名

## 第5 感染死亡者の火葬に関する留意点

### 24時間以内の埋葬・火葬の禁止の特例

感染死亡者の遺体については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、感染症法という。）」第30条第3項において、感染防止の観点から「墓地・埋葬等に関する法律」第3条に規定する24時間以内の埋火葬の禁止の特例として24時間以内の火葬が認められている。

### 遺体の火葬

感染症法第30条第2項において、新型インフルエンザウイルスに汚染、又は汚染された疑いがある遺体は、原則として火葬することとされている。

## 第6 火葬業務の運営に関する基本事項

### 1 感染死亡者の発生時における火葬業務の管理

#### (1) 感染死亡者の火葬に関する基本原則

感染死亡者の火葬については、感染症法により24時間以内の埋火葬の禁止の特例が規定されていることから、火葬場への遺体搬入後は、非感染死亡者の火葬業務に配慮のもと速やかに実施すること。

#### (2) 感染死亡者が発生した場合の火葬業務体制

市内における感染の拡大等により感染死亡者が増加した場合にあっても、以下の事項に留意して火葬業務体制の見直しを行うことにより、円滑な火葬業務の実施を維持確保すること。

#### 火葬業務体制の整備にあたっての留意事項

火葬体制に関する事項	
	1日あたりの最大火葬件数の予測 火葬業務に要する時間の予測 火葬業務に関する応援職員の動員計画 遺体の一時保存施設の設置
市民周知に関する事項	
	火葬業務体制の変更に関する周知 感染拡大期及びまん延期における遺体の一時保存対応の周知 感染拡大期及びまん延期における火葬施設への入場制限の周知

## 2 遺体搬送業者及び火葬従事者の感染予防対策

### (1) 感染防護資材の配備

感染死亡者の遺体搬送及び火葬業務の実施にあたっては、遺体搬送者及び火葬従事者等の感染予防対策を最優先とし、感染予防対策に必要な資材を東部斎場、西部斎場に配備する。

#### 感染予防に必要な資材

感染防護用品	非透過性納体袋、感染防護用手袋、サージカルマスク、フェイスシールド又はゴーグル、感染防護服 等
消毒用品	消毒用エタノール 次亜塩素酸ナトリウム（濃度 500～5000ppm）等

### (2) 感染死亡者の遺体の取扱い

#### 基本原則

感染死亡者の取扱いにあたっては、遺体搬送者及び火葬従事者の感染予防対策を最優先とし、医療機関、自宅等の死亡場所において非透過性納体袋に収容・密封した状態で遺体の搬送及び火葬を行うこと。

#### 非透過性納体袋で収容・密封されていない遺体を取扱う場合の措置

非透過性納体袋に収容密封されていない遺体の搬送及び火葬業務にあたる者は、必ず感染防護用手袋を着用し、血液、体液、分泌物（汗を除く）、排泄物が顔に飛散する可能性がある場合は、サージカルマスク、眼の防護具（フェイスシールド又はゴーグル）及び感染防護服を使用するものとし、使用後はすべて感染性廃棄物として適切に処理すること。

#### 消毒措置

感染死亡者の遺体の取扱いにおいて、非透過性納体袋の密封状態がなくなった場合等により、遺体の運搬・火葬業務従事者が新型インフルエンザウイルスに感染する可能性がある場合は、消毒用エタノール、次亜塩素酸ナトリウム等により必要箇所の消毒を行うこと。

## 3 遺族等が感染死亡者の遺体に接触する場合の対応

感染死亡者の火葬前において、遺族等の強い意向により遺体に直接接触することを希望する場合には、遺族等の感染予防を目的として、サージカルマスクと感染防護用手袋の着用を義務付けること。

#### 4 感染死亡者の遺体の一時保存について

##### (1) 一時保存施設の設置

新型インフルエンザの流行拡大により、市内の感染死亡者数が増加し円滑な火葬業務体制が確保できない可能性がある場合は、東部斎場及び西部斎場内に遺体の一時保存施設を設置する。

##### (2) 遺体の一時保存に必要な人員の確保

遺体の一時保存にあたっては、遺体を搬送する葬祭事業者が適切な保存処置を行い、保存施設の管理等に必要な人員を確保する。

##### (3) 一時保存する遺体の取扱い

一時保存施設に収容する遺体は、感染死亡者かつ非透過性納体袋に収容・密封されたもののみとし、保存期間を通じて密封状態を維持すること。

また、何らかの事情により密封状態が維持できない事情が生じた時は、感染予防対策を最優先とし、施設に常備する感染予防に必要な資材及び消毒薬等を使用して適切な措置を講ずること。

#### 5 市内火葬施設の火葬能力を超えた場合の対応

感染死亡者の増加により、東部斎場、西部斎場の火葬能力を超えた場合にあっては、新型インフルエンザの流行状況を踏まえて近隣火葬施設に対して火葬協力を依頼する。

### 第7 発生段階別の対応

#### 1 前段階（未発生期）

##### (1) 関係機関との連携

葬祭事業者等の関係機関に対し、感染患者発生時の火葬体制の確保に関する連携周知を図る。

##### (2) 火葬業務従事者の人員確保

感染死亡者の増加に備えて、火葬業務員の応援人員を確保するとともに、応援人員リストを作成し常備する。

##### (3) 火葬業務従事者等への研修の実施

火葬業務従事者及び火葬業務応援人員に対して、新型インフルエンザの流行時を想定した火葬業務体制及び感染予防に関する対応等について研修を実施する。

##### (4) 感染予防対策に必要な資材の準備

火葬業務従事者の感染予防に必要な資材に関する納入事業者等を把握するとともに、備蓄可能な資材について、順次調達を進める。

- ( 5 ) 遺体搬送及び遺体の一時保存業務従事者への研修の実施  
遺体搬送及び遺体の一時保存業務に従事する葬祭事業者及び行政職員に対して、新型インフルエンザの流行時を想定した遺体の搬送、一時保存に関する対応等について研修を実施する。

- ( 6 ) 近隣火葬施設との連携体制の確認  
新型インフルエンザの流行時を想定して、近隣火葬施設への相互協力について事前調整、確認を行う。

## 2 第一段階（海外発生期）

- ( 1 ) 関係機関との連携  
葬祭事業者等の関係機関と情報の共有化を図るとともに、連絡体制、感染死亡者発生時の対応等、火葬体制確保に関する対応確認を行う。

- ( 2 ) 火葬業務従事者の人員確保  
感染死亡者の増加に備え、火葬業務員の応援人員リストに掲載する要員に対し、応援召集に関する事前告知を行い、火葬体制及び感染予防に関する対応等について確認周知を行う。

- ( 3 ) 感染予防対策に必要な資材の準備  
火葬従事者の感染予防に必要な資材の調達に関する事前手配を行うとともに、備蓄資材の供給配備等について具体的な行動を開始する。

- ( 4 ) 遺体搬送及び遺体の一時保存に関する業務  
遺体搬送及び遺体の一時保存業務に従事する葬祭事業者及び行政職員に対して、遺体の搬送、一時保存業務の実施時期等について事前告知を行うとともに、葬祭事業者等に対して遺体の保存に必要な資材等の確保作業を開始するよう連絡を行う。

- ( 5 ) 近隣火葬施設との連携体制の確認  
近隣火葬施設への相互協力について事前確認を行う。

## 3 第二段階（国内発生早期）

- ( 1 ) 関係機関との連携

市内での感染死亡者が未発生の場合  
葬祭事業者等の関係機関と事態情報の共有化を図る。

市内での感染死亡者が発生した場合  
直ちに関係機関に対し緊急 事態宣言を発令するとともに、遺体搬送、火葬業務体制を変更して業務体制を確保するよう指示を行う。

( 2 ) 火葬業務従事者の人員確保

火葬業務員の応援人員リストに掲載した要員に対し発生事態の周知を行うとともに、随時、応援要員の所在確認を行う。

( 3 ) 感染予防対策に必要な資材の供給配備

市内での感染死亡者が未発生の場合  
火葬従事者の感染予防に必要な資材の調達に関する事前手配を行うとともに、備蓄資材の供給配備状況等について確認作業を行う。

市内での感染死亡者が発生した場合  
火葬従事者の感染予防に必要な資材の継続的調達を実施し、連絡体制網を活用して不足資材の補充配布を実施する。

( 4 ) 遺体搬送及び遺体の一時保存に関する業務

市内での感染死亡者が未発生の場合  
遺体搬送及び遺体の一時保存業務に従事する葬祭事業者及び行政職員に対して事態情報の共有化を図る。

市内での感染死亡者が発生した場合  
遺体搬送及び遺体の一時保存業務に従事する葬祭事業者及び行政職員に対して、事態情報の共有化を図るとともに、死亡者の遺体を取扱う医療機関、葬祭業者等に対しては、遺体の運搬方法及び必要な資材の確保等について指示・確認を行う。

( 5 ) 近隣火葬施設との連携体制の確認

近隣火葬施設と事態情報の共有化を図り、相互協力体制について即時対応ができるよう、市内火葬施設の状況把握を開始する。

4 第三段階（感染拡大期及びまん延期）

( 1 ) 関係機関との連携

葬祭事業者等の関係機関と事態情報の共有化を図るとともに、市内における感染死亡者数に応じて、随時、火葬体制に関する情報提供を行う。

( 2 ) 火葬業務従事者の人員招集

火葬業務員の応援人員リストに掲載した要員の中から、市内における感染死亡者数に応じて、随時、人員の招集を開始する。

( 3 ) 感染予防対策に必要な資材の供給配備

火葬従事者の感染予防に必要な資材の調達を継続し、連絡体制網を活用して不足資材の補充配布を実施する。

( 4 ) 遺体搬送及び遺体の一時保存に関する業務

市内での感染死亡者数に応じて火葬体制を変更し、一時保存施設を設置した場合は、連絡体制網を活用して、葬祭事業者へ情報提供するとともに、直ちに遺体の一時保存業務に従事する行政職員の配備を行う。

また、感染死亡者の遺体を取扱う医療機関、葬祭業者等に対しては、随時、遺体の搬送に必要な資材の確保状況の確認を行う。

( 5 ) 遺体の一時保存施設の収容能力を超えた場合の対応

近隣火葬施設との調整

近隣火葬施設に対して、感染死亡者の火葬受け入れの可否について調整を行う。

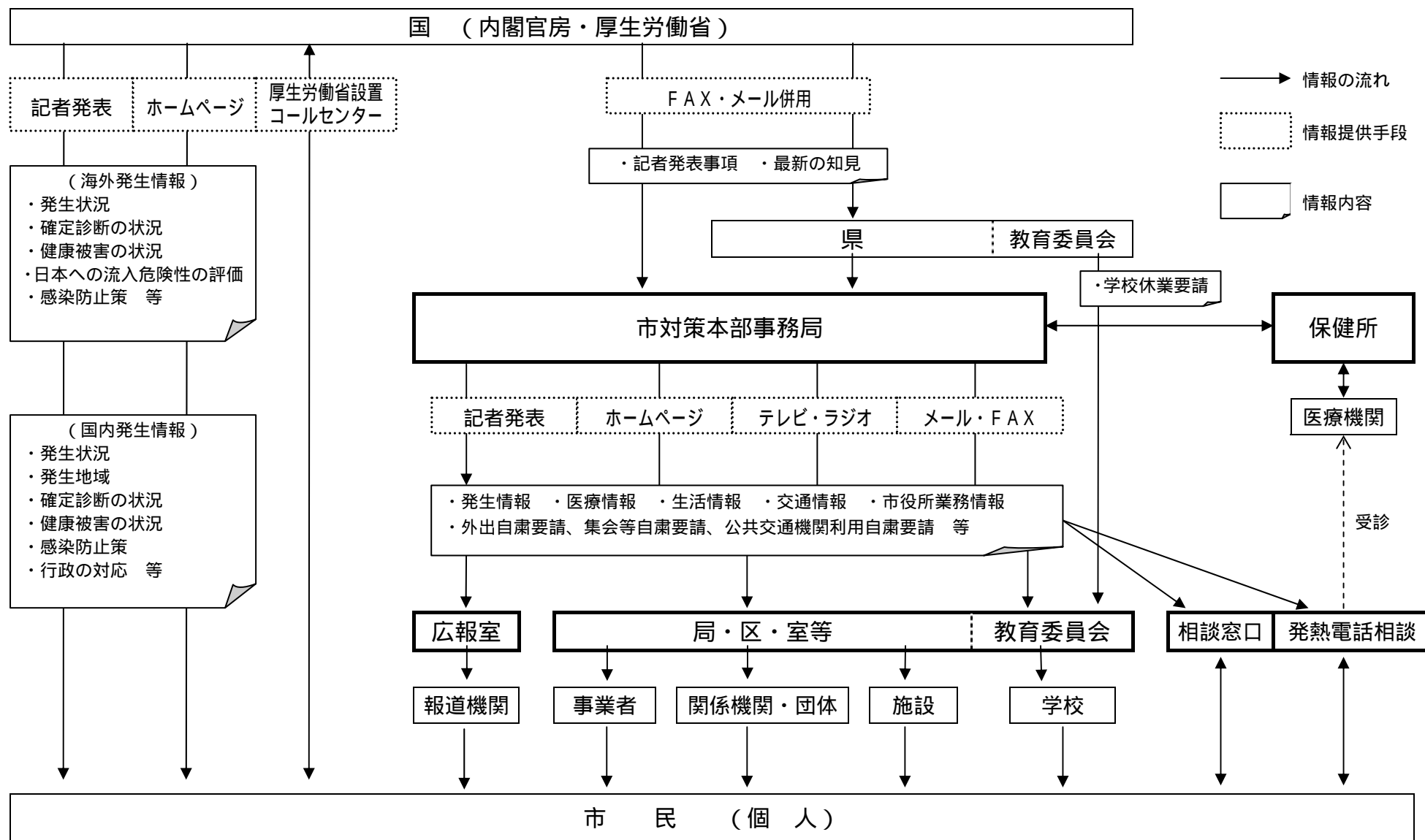
近隣火葬施設での受け入れが不可能な場合

直ちに市対策本部との調整により、一時埋葬施設の設置に関する検討・調整を開始し、必要な場合は、市対策本部を通じて一時埋葬施設の設置のための自衛隊の派遣要請を行う。

## 資 料

- 1 ( 図 ) 新型インフルエンザ発生時の市民への情報提供体制の概要  
【本編 P 4】
  
- 2 個人（家庭）での備蓄品の例  
【本編 P 7】
  
- 3 学校及び社会福祉施設等の分類  
【本編 P 12】
  
- 4 学校における新型インフルエンザ対策マニュアル  
（文部科学省行動計画に基づく）  
【本編 P 13】
  
- 5 社会福祉施設等における新型インフルエンザ対策マニュアル  
【本編 P 14】

( 図 ) 新型インフルエンザ発生時の市民への情報提供体制の概要



## 個人（家庭）での備蓄品の例

食料品（長期保存可能なもの）の例（家族が2週間程度生活できる量を備蓄する）

- ・ 米、無菌包装米飯、切り餅
- ・ 乾めん類（そば、そうめん、ラーメン、うどん、パスタ等）
- ・ インスタントめん、カップめん
- ・ コーンフレーク・シリアル類
- ・ 缶詰（野菜類、魚介類、肉類、果物類等）
- ・ レトルト食品（おかゆ、カレー、シチュー、パスタソース、ハンバーグ等）
- ・ 冷凍食品（市販品の他、家庭で冷凍した魚介、肉、野菜、料理等を含む）
- ・ 乾燥食品（切り干し大根、しいたけ、高野豆腐、ひじき、わかめ、昆布等）
- ・ スープ類（みそ汁、スープ、ポタージュ等）
- ・ 乾パン、菓子類（飴、ビスケット、クラッカー、チョコレート等）
- ・ 飲料水（1日1人あたり3リットルが目安）
- ・ ペットボトルや缶入りの飲料、ゼリー飲料、粉末飲料
- ・ 調味料（砂糖、塩、みそ、しょうゆ、食用油）

参考資料：農林水産省「新型インフルエンザに備えた家庭用食料品備蓄ガイド」

日用品・医療品の例

- ・ マスク（不織布製マスク）（1日1～2枚使用、使い捨て）
- ・ ゴム手袋（使い捨て）
- ・ 体温計
- ・ 水枕・氷枕（頭や腋下の冷却用）
- ・ 塩素系漂白剤（消毒効果あり）
- ・ 消毒用アルコール（アルコールが60%～80%程度含まれている消毒薬）
- ・ 速乾性擦式手指消毒剤（手指の消毒用）
- ・ 常備薬（胃腸薬、痛み止め、その他持病の処方薬）
- ・ 絆創膏、ガーゼ、コットン
- ・ トイレットペーパー
- ・ ティッシュペーパー、ウェットティッシュ
- ・ ペーパータオル
- ・ 洗剤（洗濯用・食器用）・石鹼
- ・ シャンプー・コンディショナー
- ・ 紙おむつ
- ・ 生理用品（女性用）
- ・ ごみ袋（市の指定袋）
- ・ ビニール袋（ウイルスが付着した可能性のあるごみの密封等に利用）
- ・ カセットコンロ、ボンベ（1日3食分調理用にボンベ2本が目安）
- ・ 懐中電灯、乾電池

## 学校の分類

	学校種	市内の学校数	連絡調整担当
市立学校	幼稚園	8	市教育委員会
	小学校	1 3 1	〃
	中学校	6 3	〃
	特別支援学校	9	〃
	高等学校	1	〃
	大学	1	産業経済局
	戸畑高等専修学校	1	市教育委員会
	高等理容美容学校	1	〃
	看護専門学校	1	病院局
国立学校	小学校	1	県（担当部局）
	中学校	1	〃
	高等専門学校	1	〃
	大学	1	〃
県立学校	中学校	1	県教育委員会
	特別支援学校	2	〃
	高等学校	2 3	〃
	大学	1	県（担当部局）
	専修学校	1	県教育委員会
私立学校	小学校	3	県（担当部局）
	中学校	7	〃
	高等学校	1 6	〃
	短期大学	4	〃
	大学	8	〃
	幼稚園	9 5	〃
	専修学校	3 7	〃
	各種学校	5	〃

## 社会福祉施設等の分類

種別	市内の施設数	備考	所管課	継続又は休業
子ども総合センター一時保護所	市内1ヶ所	入所	子ども総合センター	継続
子ども総合センター通所施設	市内5ヶ所	通所		休業
乳児院	市内1ヶ所	入所・通所	子育て支援課	継続・休業
児童養護施設	市内6ヶ所	入所・通所		継続・休業
母子生活支援施設	市内2ヶ所	入所		継続
児童自立生活援助ホーム	市内1ヶ所	入所		継続
児童館(放課後児童クラブ)	市内42(32)ヶ所			休業
放課後児童(学童保育)クラブ	市内94ヶ所			休業
母子福祉センター	市内1ヶ所			休業
認可保育所	市内157ヶ所	宿泊/1日保育	保育課	休業
認可外保育施設	市内34ヶ所			休業
家庭保育員	市内11ヶ所			休業
緑地保育センター	市内2ヶ所			休業
知的障害児施設	市内2ヶ所	入所	障害福祉課	継続
知的障害児通園施設	市内5ヶ所	通所		休業
総合通園施設	市内1ヶ所	通所		休業
肢体不自由児施設	市内1ヶ所	入所・通所		継続・休業
重症心身障害児施設	市内2ヶ所	入所		継続
身体障害者授産施設	市内1ヶ所	入所・通所	障害福祉課	継続・休業
身体障害者通所授産施設	市内3ヶ所	通所		休業
障害者小規模通所授産施設	市内3ヶ所	通所		休業
身体障害者療護施設	市内3ヶ所	入所		継続
知的障害者更生施設(入所)	市内5ヶ所	入所		継続
知的障害者更生施設(通所)	市内2ヶ所	通所		休業
知的障害者授産施設(入所)	市内1ヶ所	入所		継続
知的障害者授産施設(通所)	市内16ヶ所	通所		休業
通勤寮	市内2ヶ所			継続
精神障害者通所授産施設	市内4ヶ所	通所		休業
精神障害者福祉ホーム	市内4ヶ所			継続
施設入所支援事業所	市内2ヶ所	入所		継続
グループホーム・ケアホーム	市内53ヶ所	入所		継続
生活介護事業所	市内16ヶ所	通所		休業
就労移行支援事業所	市内5ヶ所	通所		休業
就労継続支援A型事業所	市内8ヶ所	通所		休業
就労継続支援B型事業所	市内29ヶ所	通所		休業
自立訓練事業所(生活訓練)	市内3ヶ所	通所		休業
自立訓練事業所(機能訓練)	市内1ヶ所	通所		休業
障害者小規模共同作業所	市内30ヶ所	通所		休業
地域活動支援センター	市内6ヶ所	通所	休業	

## 社会福祉施設等の分類

種別	市内の施設数	備考	所管課	継続又は休業
介護老人福祉施設(ショートステイ含む)	市内47ヶ所	入所	介護保険課	継続
介護老人保健施設(ショートステイ含む)	市内35ヶ所	入所		継続
養護老人ホーム	市内9ヶ所	入所		継続
軽費老人ホーム	市内7ヶ所	入所		継続
ケアハウス	市内18ヶ所	入所		継続
デイサービスセンター	市内294ヶ所	通所		休業
デイケアセンター	市内38ヶ所	通所		休業
グループホーム	市内106ヶ所	入所		継続
有料老人ホーム(県所管)	市内53ヶ所	入所		継続
ショートステイ(単独)	市内13ヶ所	入所		継続
小規模多機能型居宅介護事業所	市内12ヶ所	入所・通所		継続・休業
生活支援ハウス	市内3ヶ所	入所		継続
老人福祉センター	市内1カ所	通所	高齢者支援課	休業
救護施設	市内3カ所	入所	保護課	継続
ホームレス自立支援センター	市内1ヶ所	入所		継続

## 学校における新型インフルエンザ対策マニュアル（例） （文部科学省行動計画に基づく）

### 1 はじめに

文部科学省は、政府の「新型インフルエンザ対策行動計画」策定を受け、「新型インフルエンザ対策に関する文部科学省行動計画」を策定し、発生段階に応じた文部科学省及び関係機関の行動項目を示している。本マニュアルは文部科学省策定の行動計画に基づき、学校の設置者及び各学校の対応について定めるものである。

### 2 新型インフルエンザの発生段階と対応

政府の行動計画では、次のとおり新型インフルエンザの発生段階が定められている。発生段階ごとに対応を定める。

（国の行動計画による発生段階の区分）

発生段階		状態
前段階（未発生期）		新型インフルエンザが発生していない状態
第一段階（海外発生期）		海外で新型インフルエンザが発生した状態
第二段階（国内発生早期）		国内で新型インフルエンザが発生した状態
第三段階		国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態
各都道府県の判断	感染拡大期	入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態
	まん延期	入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態
	回復期	ピークを越えたと判断できる状態
第四段階（小康期）		患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

### 3 前段階（未発生期）の対応

#### （1）新型インフルエンザ対策体制の検討・確立

危機管理体制の整備

- ・新型インフルエンザ対策担当組織を設置する。
- ・意思決定方法を確立するとともに、意思決定者の発症等に備え、代替意思決定体制も検討しておく。

情報収集と共有体制の整備

- ・新型インフルエンザの発生状況等に関する情報収集体制整備
- ・発生時における緊急連絡体制整備

## (2) 感染防止策の検討

学校内における感染予防策・感染拡大防止策

- ・うがい・手洗い・マスク着用を励行する。
- ・施設の清掃・消毒を行う。(感染防止のため、マスク・手袋等を着用して作業する。)
- ・児童生徒、学生、教職員等の健康管理を徹底し、患者の早期発見に努める。
- ・通常のインフルエンザの予防接種を受ける。
- ・集会や行事などの中止を検討する。

学校内で患者発生時の対応の検討

- ・別紙を参考にする。

必要な資器材の備蓄

- ・个人防护具(不織布製マスク、手袋、ゴーグル等)
- ・衛生(消毒)用品(石鹼、消毒用アルコール製剤、次亜塩素酸ナトリウム溶液)
- ・環境整備(清掃)用品、ビニール袋

## (4) 研修・訓練

対策マニュアルの周知・研修

新型インフルエンザに関する正しい知識の共有

平常時からできる感染防止策の実行

発生時を想定した訓練の実施

## 4 第一段階(海外発生期)の対応

国内発生時の臨時休業等の情報提供や要請に速やかに対応できるよう、学校設置者と学校との連絡網及び各学校と各家庭等との連絡網を整備・確認する。

発生状況等の新型インフルエンザに関する情報を収集し、児童生徒、学生、保護者、教職員等に正確に周知し、正しい情報に基づき、適切な判断・行動をするよう指導する。

うがい・手洗い・マスク着用の励行等の感染防止策の教育を行う。

発生国への渡航(修学旅行、留学等)を自粛する。

海外に留学中の生徒等や海外に修学旅行中の児童生徒等に対して、在籍中の学校から新型インフルエンザに関する情報や相談窓口等について情報提供する。

発生国・周辺地域から帰国した児童生徒や教職員等が、各学校において風評被害により不当な扱いを受けることがないように冷静な対応をとるようにする。

発生国・周辺地域から帰国した児童生徒や教職員等に対しては、新型インフルエンザのような症状を呈した場合に、ただちに保健所等の新型インフルエンザ発熱電話相談に連絡した上で発熱外来を受診するよう指導する。

## 5 第二段階（国内発生早期）の対応

第一段階の対応を継続し、以下の対応を追加する。

うがい・手洗い・マスク着用の励行等の感染防止策を徹底するよう指導する。

保護者に対して、その児童生徒及び家族の健康状態に特に注意し、異変が見られる場合には、保健所等の新型インフルエンザ発熱電話相談に相談するよう指導する。

学校において、児童生徒や教職員等に新型インフルエンザ患者が発生した場合には、当該学校の設置者はただちに市・県の担当部局に報告し、臨時休業等の措置が適切に講じられるようにする。

県内において、第1例目の患者発生により、臨時休業の要請があった場合、学校の設置者は臨時休業や入学試験の延期等の開始時期を検討し、速やかに実施するとともに、所管の教育委員会・県の私立学校担当部局等にその旨を報告する。

学校が臨時休業等を実施するにあたっては、患者やその家族及び接触者等に対する差別が起こらないよう十分留意する。

学校内で患者が発生した時の対応については、別紙を参考にする。

## 6 第三段階（感染拡大期、まん延期、回復期）の対応

### （感染拡大期）

第二段階の対応を継続する。

### （まん延期）

臨時休業を行い、併せて、臨時休業中の授業等の履修上の取扱いや家庭と学校との連絡方法、家庭での過ごし方等について混乱の生じないよう十分な確認と指導を行う。

### （回復期）

感染拡大期及びまん延期の対応を引き続き行う。

## 7 第四段階（小康期）の対応

学校の臨時休業終了の要請があった場合、学校の設置者は、臨時休業の終了時期を検討し、実施するとともに、学校の設置者は、所管の教育委員会・県の私立学校担当部局等にその旨を報告する。

その他については、感染拡大期及びまん延期の対応を引き続き行う。

マニュアルの評価を行い、流行の第2波に備え、必要に応じて見直しを行う。

(別紙) 学校内での患者発生時の対応について

1 発生状況の把握及び連絡

(1) 患者(感染の疑いのある者)への対応

不織布製マスクを着用させ、できるだけ個室に収容する。保健所に連絡し、医療機関受診等について指示を受ける。

感染防止のため、患者に対応する者は不織布製マスク、手袋等を着用する。  
マスク、手袋等を外した後は、ビニール袋に密封して廃棄し、手を洗う。

(2) 学校全体の発生状況の把握

症状のある者の人数、症状の確認(職員の健康状態についても把握)

(3) 関係機関等への連絡

- ・保健所へ発生状況を連絡・相談し、医療機関受診等の対応について指示に従う。
- ・患者の家族へ連絡する。
- ・学校の設置者(県・市の担当課)に連絡する。

2 感染拡大の防止

(1) 施設の消毒の実施

患者の利用したトイレや手洗いのドアノブやスイッチ、机などを消毒する。  
感染防止のため、作業者は不織布製マスク、手袋等を着用する。  
作業後は、マスク、手袋等を外してビニール袋に密封して廃棄し、手を洗う。

(2) 濃厚接触者に対して

濃厚接触者は健康観察を行う措置がとられるので、保健所の指示に従う。

## 社会福祉施設等における新型インフルエンザ対策マニュアル（例）

## 1 はじめに

- (1) 社会福祉施設等においては、比較的感染しやすい利用者が多いため、施設外からの新型インフルエンザウイルスの侵入防止や、施設内での感染拡大を予防する対応の徹底が重要である。
- (2) 施設外からの新型インフルエンザウイルスの侵入防止のため、新型インフルエンザ様の症状を有する利用者、職員等、家族等について、利用、出勤、面会等の制限を行う。
- (3) 施設内での感染拡大を予防するため、利用者の中に新型インフルエンザ様の症状を有する者がいた場合、速やかに保健所に連絡・相談し、指示された医療機関を受診させる。
- (4) 入所中の新型インフルエンザ患者は、入院治療が必要ない場合、入所施設内において医療機関と連携し療養を行う。その際、個室に収容するなど、感染拡大防止対策を万全に行う。
- (5) 高齢者においては特に、脱水症状を呈したり急変したりする可能性が高いことを考慮し、医療機関との緊密な連携により療養を行うとともに、呼吸機能の悪化等により入院治療が必要となった場合は、治療可能な医療機関へ搬送する。
- (6) 施設内で集団感染が発生した場合、速やかに保健所に連絡・相談し、指示された医療機関を受診する。発生状況等によっては往診の依頼も検討する。また、市の担当部局への報告を確実にを行う。

## 2 新型インフルエンザの発生段階と対応

国の行動計画では、次のとおり新型インフルエンザの発生段階が定められている。発生段階ごとに対応を定める。

(国の行動計画による発生段階の区分)

発生段階	状態	
前段階（未発生期）	新型インフルエンザが発生していない状態	
第一段階（海外発生期）	海外で新型インフルエンザが発生した状態	
第二段階（国内発生早期）	国内で新型インフルエンザが発生した状態	
第三段階	国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態	
各都道府県の判断	感染拡大期	入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態
	まん延期	入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態
	回復期	ピークを越えたと判断できる状態
第四段階（小康期）	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

### 3 前段階（未発生期）の対応

#### （１）新型インフルエンザ対策体制の検討・確立

##### 危機管理体制の整備

- ・ 新型インフルエンザ対策担当組織を設置する。（施設内感染対策委員会を設置している場合は活用する）
- ・ 施設長が率先し、各部門の責任者、必要に応じて嘱託医をメンバーに加える。
- ・ 意思決定方法を確立するとともに、意思決定者の発症等に備え、代替意思決定体制も検討しておく。

##### 情報収集と共有体制の整備

- ・ 新型インフルエンザの発生状況等に関する情報収集体制整備
- ・ 発生時における関係機関等との連携体制整備
  - 保健所、県・市の担当課等の行政機関
  - 嘱託医、協力医療機関等
  - 利用者家族、委託業者（清掃・給食等）、実習生、ボランティア
- ・ 発生時における施設内の緊急連絡体制整備

#### （２）感染防止策の検討

##### 施設における感染リスクの評価

- ・ 新型インフルエンザ患者の2m以内に接近する可能性（飛沫感染のリスク）
- ・ 新型インフルエンザ患者の体液・汚染物等に接触する可能性（接触感染のリスク）
- ・ 発熱などの症状がある者が入室する可能性
- ・ 不特定多数の者と接触する可能性

##### 施設内における感染予防策・感染拡大防止策

- ・ 入室時、退室時、介護時の手洗いの徹底、個人防護具の装着
- ・ 施設の清掃・消毒
- ・ 職員・委託業者・ボランティア・実習生等の健康管理
- ・ 通常のインフルエンザの予防接種

##### 施設内にウイルスが持ち込まれない対策

- ・ 職員・委託業者、ボランティア、実習生等の健康状態の把握（出勤前の体温測定等）
- ・ 新規利用者の健康状態の把握（感染症の既往、基礎疾患等）
- ・ 面会者への対策（面会者の体温測定・手指消毒・マスク着用、体調不良者の面会制限等）
- ・ 集会や行事などの中止

##### 施設内で患者発生時の対応の検討

- ・ 別紙を参考にする

必要な資器材の備蓄

- ・ 個人防護具（不織布製マスク、N95マスク、ガウン、ゴーグル、手袋、キャップ）
- ・ 衛生（消毒）用品（石鹸、消毒用アルコール製剤、次亜塩素酸ナトリウム溶液）
- ・ 環境整備（清掃）用品、ビニール袋

### （３）事業継続計画の検討

入所施設は事業継続、短期入所及び通所施設は休業を原則とする新型インフルエンザ発生時における事業継続方針の決定

- ・ 短期入所施設（サービス）・通所施設（サービス）については、休止時期を検討

重要な要素・資源の確保

- ・ 事業継続に不可欠な取引業者の確保、必要物品の備蓄
- ・ 緊急食の確保も含め、給食を維持するための対策を検討
- ・ 入所者の服薬継続についての検討

人員計画の立案

- ・ 発生時に必要な職種・人員の把握
- ・ 欠勤が予想される者の把握（学校・保育所等の休業による）
- ・ 欠勤を想定した運営体制の検討

### （４）研修・訓練

施設内対策マニュアルの周知・研修

新型インフルエンザに関する正しい知識の共有

平常時からできる感染防止策の実行

施設内での患者発生を想定し、施設内対策マニュアルに従った訓練の実施

## 4 第一段階（海外発生期）の対応

新型インフルエンザの発生情報を把握し、職員・入所者・利用者・面会者等へ新型インフルエンザに関する情報（新型インフルエンザの症状等に関する情報や施設の対応方針など）を正確に周知する。

保健所や嘱託医等の関係機関との連携体制を確認する。

国内発生に備え、事業継続計画に基づく施設運営体制を確認する。

## 5 第二段階（国内発生早期）の対応

\* 第一段階での対応に加え、施設内での感染者の早期発見に重点をおく。

### 感染防止策の徹底

- ・入所者・利用者の健康状態を詳細に把握（家族にインフルエンザ様症状の人がいないかどうかについても確認する。）
- ・職員・委託業者・ボランティア・実習生の健康状態把握の徹底（出勤前の体温測定等）
- ・インフルエンザ様症状の認められた職員等の出勤停止及び「新型インフルエンザ発熱電話相談」へ相談してから医療機関を受診することを徹底
- ・面会の制限又は中止
- ・入所者の外出自粛

### 施設内で患者が発生した時の対応の確認

### 事業継続計画に基づく施設運営体制の変更

- ・短期入所施設（サービス）・通所施設（サービス）の休止の決定
- ・優先的に行うケアと実働人数に応じたケアの内容の決定

## 6 第三段階（感染拡大期、まん延期、回復期）の対応

\* 第二段階での対応を強化し、社会福祉施設として必要最低限の機能維持のため、被害を最小限に抑えることに重点をおく。

### 短期入所施設（サービス）・通所施設（サービス）は休止する

### 感染防止策の強化・徹底

### 関係機関との連携

- ・保健所、医療機関等と十分な連携のもと、適切に状況を把握する

### 事業継続計画に基づく勤務体制の変更

- ・欠勤者が増加し、少人数による施設運営が余儀なくされる。通勤途上での感染機会を減らすための宿直制や、感染者が出ても業務を継続できるように班交替制など非常時に備えた勤務体制に変更する。

### 施設内での患者の看護方法の検討

- ・病院は重症者のみの受入れとなるので、施設内での療養を指示された患者については、嘱託医の指示を十分に仰ぎ、個室に収容し、周囲への二次感染防止策を徹底する。看護に従事する職員は、個人防護具の着用を徹底する。

施設内死亡時における遺体処理についての検討

- ・感染防止策を実施するにあたり、故人の尊厳や遺族の心情に配慮する。

## 7 第四段階（小康期）の対応

感染防止策を維持しつつ、休業していた短期入所施設（サービス）・通所施設（サービス）の再開を検討する。

不足している資器材を調達する。

マニュアルの評価を行い、流行の第二波に向けた見直しを行う。

## 8 おわりに

このマニュアルは、新型インフルエンザや感染防止策についての新しい科学的知見により、また、対応上の課題が明らかになった場合等により、必要に応じて適宜改正するものとする。

## (別紙) 施設内での患者発生時の対応

\* 施設内での感染拡大防止に重点をおく。

### 1 発生状況の把握

- (1) 患者(感染の疑いのある者)について、症状の確認
- (2) 施設全体の状況の把握・記録
  - 他の利用者で症状のある者について
    - ・人数、症状(日時・フロア・ユニット・部屋ごと)の確認
    - ・受診状況、診断名、検査結果、治療内容確認
    - ・職員の健康状態についても把握
- (3) 濃厚接触者(他の利用者、職員、家族等)リストの作成
- (4) 施設長は施設全体における発生状況を把握する

### 2 感染拡大の防止

- (1) 職員への周知
  - 施設長は発生状況を職員に周知し、感染拡大防止策の徹底を図る
- (2) 感染拡大防止策
  - 患者(感染の疑いのある者)は、他者への感染を最小限に抑えるため、個室に収容する
  - 手洗いの徹底、排泄物等の適切な処理の徹底
  - 個人防護具(マスク、手袋、ガウン、ゴーグル)着用の徹底と使用後の適切な処理(ビニール袋等に入れて密封して廃棄する)
  - 施設内の消毒の実施
    - ・患者の利用したトイレや手洗いのドアノブやスイッチなどを消毒する。
    - ・患者を搬送した自動車は、患者の飛沫が付着した箇所や接触した箇所を中心に消毒を行う。
    - ・作業者はマスク、手袋等を着用する。作業後はマスク、手袋等をビニール袋等に密封して廃棄し、手を洗う。
  - 職員の勤務体制はフロアやユニット、ブロック単位で管理
  - 患者以外の利用者や職員等の健康チェックを厳重に実施

二次感染防止のため、患者に対応する職員を限定することが重要である。また、その職員は、他の職員との接触を出来るだけ避ける必要がある。

### 3 関係機関等への連絡

- ( 1 ) 嘱託医へ連絡
- ( 2 ) 利用者の家族へ連絡
- ( 3 ) 保健所へ連絡、医療機関受診（指示に従う）
- ( 4 ) 必要に応じて、県・市の担当課に連絡（指示に従う）

### 4 入所施設で患者が発生した場合の具体策

- ( 1 ) 患者（感染の疑いのある者）に対して  
不織布製マスクを着用させ、個室に収容する。嘱託医に症状等を正確に伝え、指示を仰ぐとともに、保健所に連絡し、医療機関受診等について指示を受ける。対応する職員も个人防护具（マスク、手袋、ガウン、ゴーグル）を着用する。
- ( 2 ) 濃厚接触者に対して  
同室者等の濃厚接触者は別室に隔離し、10日間以内の健康観察を行う。また、濃厚接触者とされた職員は10日間自宅で待機し健康観察を行う。濃厚接触者の健康状態に関しては保健所と十分に連絡を取り合う。
- ( 3 ) その他の入所者に対して  
通常のケアを継続する。